

応援隊派遣事業 事務の手引き

神戸市商店街連合会
神戸市小売市場連合会

【1】趣旨

神戸市商店街連合会および神戸市小売市場連合会は、神戸市の商店街・市場応援隊派遣事業を受託し、高齢化や人手不足等により活性化策を見出せない商店街・小売市場や、更なる活性化に取り組みたい商店街・小売市場の自主的な取り組みを支援し、市民の暮らしに身近な商店街・小売市場の機能強化を図るため、審査を経て登録した応援隊員を商店街・小売市場に派遣する事業を実施する。

【2】よろず相談員の配置

商店街・小売市場（以下、「市場」という。）からの相談にワンストップで対応できるよう、よろず相談員を配置し、相談内容に応じた応援隊員の派遣や各支援機関への橋渡しを行う。

【3】応援隊員の募集および登録

神戸市商店街連合会および神戸市小売市場連合会は、ホームページ等で応援隊員の募集を行い、登録申請書（様式1）による書類選考および面接による審査を実施した上で、応援隊員の登録を行う。

《応援隊員募集内容》

1. 応募要件

次のすべてを満たす方

- (1) 神戸市内の商店街・市場を訪問し、課題解決や活性化に向けて、商店街・市場と一緒に事業の取り組みができること。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう）及び地方税について滞納がないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員でないこと。また、これらのものと社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (4) 破産法による復権後、1年を経過していること。
- (5) 被成年後見人及び被保佐人でないこと。

2. 業務内容

商店街・市場からの要請に基づき、商店街・市場の自主的な取り組みを支援し、活性化に取り組む。

- (1) 派遣先：商店街・市場（神戸市内）
- (2) 派遣費（報酬）：1回あたり25,000円（税込）
- (3) 1回の派遣時間の目安：2時間～半日

3. 登録期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

※なお、応援隊派遣事業の実施は、毎年度神戸市における予算の成立が条件となります。

【4】 応援隊員と商店街・市場の顔合せ

- (1) 商店街・市場からの派遣希望があった場合、よろず相談員は、顔合せ要請シート（様式2）を作成する。
- (2) よろず相談員は顔合せ要請シート（様式2）の写しを応援隊員へ送信し、商店街・市場との顔合せを依頼する。
顔合せには報酬は発生しない（交通費等は応援隊員の自己負担）。
- (3) 原則としてよろず相談員立会いのもと顔合せを実施する。
- (4) 商店街・市場と応援隊員双方の合意が得られた場合は、支援内容、派遣回数、第1回目派遣日などを応援隊員が顔合せ要請シート（様式2）に記載し、神戸市商店街連合会もしくは神戸市小売市場連合会（以下、「連合会」という。）に提出する。
- (5) 連合会は、内容が適切と判断した場合、派遣を決定する。
- (6) 商店街・市場と応援隊員の合意が得られなかった場合、よろず相談員は商店街・市場に連絡し、支援方法を再検討する。

【5】 派遣開始

- (1) 商店街・市場と応援隊員は、第1回派遣日において、原則としてよろず相談員立会いのもと計画書（様式3）を作成する。
- (2) 定款・会則と会員名簿の写しを付けて連合会へ提出する。
- (3) 連合会は、計画書（様式3）の内容が適切と判断した場合、これを受理する。

【6】 負担金の請求

- (1) 連合会は応援隊派遣事業実施に係る負担金請求書（様式4）を作成し、受益者負担金（3,000円×派遣回数）を商店街・市場に請求する。
※ただし、応援隊派遣事業を初めて利用する商店街・市場は、初年度のみ受益者負担金は2,000円×派遣回数とする。
- (2) 商店街・市場は受益者負担金を第2回派遣日の2日前までに連合会へ支払う。
- (3) 連合会は入金確認後、応援隊員に2回目以降の業務の開始を依頼する（30回まで／1団体）。

【7】 日報

応援隊員は派遣第1回目から1回ごとに日報（様式5）を作成し、商店街・市場は内容を確認する。

【8】 派遣計画の変更

- (1) 商店街・市場と応援隊員は、派遣回数の追加を希望するとき、よろず相談員へ連絡の上、計画変更申請書（様式6）を連合会へ提出する。
- (2) 連合会は、内容が適切と判断した場合、計画変更申請書（様式6）を受理する。
- (3) 連合会は追加分の受益者負担金を負担金請求書（様式4）により商店街・市場に請求する。
- (4) 商店街・市場は追加分の受益者負担金を、追加する派遣日の2日前までに連合会へ支払う。
- (5) 連合会は入金確認後、応援隊員に業務の開始を依頼する。

【9】派遣計画の中止

- (1) 商店街・市場と応援隊員は、派遣の中止を希望するとき、よろず相談員へ連絡の上、計画中止申請書（様式7）を連合会へ提出する。
- (2) 連合会は計画中止申請書（様式7）の内容が適切と判断した場合、受理し、押印後、写しを商店街・市場に返送する。
- (3) 連合会は、中止で発生した未派遣回数分の受益者負担金を、商店街・市場からの負担金返還請求書（様式8）にもとづき返還する。

【10】派遣費（報酬）の請求（月毎）

応援隊員は支援した月の日報（様式5）と派遣費請求書（様式9・10）を翌月15日までに連合会に提出する。

【11】派遣費（報酬）の支払い

連合会は、応援隊員からの日報（様式5）および派遣費請求書（様式9・10）にもとづき翌月末日までに派遣費（報酬）を支払う。

【12】報告書の提出

派遣終了後、応援隊員と商店街・市場は、報告書（様式11）を作成し、最終日までの日報（様式5）とともに連合会へ提出する。

【13】派遣費（報酬）の最終支払

連合会は、日報（様式5）と報告書（様式11）の内容が適切と判断した場合、応援隊からの派遣費請求書（様式9・10）にもとづき、最終回分の派遣費（報酬）を支払う。

【14】アンケートの記入

商店街・市場は応援隊派遣事業アンケートを記入し、連合会へ提出する。